

第5回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会 議事録

日 時：平成25年1月31日（木） 15時00分から17時10分

場 所：砂川市役所 本庁舎3階 中会議室

出席者：

【協議会委員（会長、副会長、その他委員五十音順）】

会長 水島孝嗣、副会長 高村雄渾、澤田幸三、住亮太郎、其田勝則、広瀬美智子、堀江和美、皆上泰信、吉田和枝

欠席者：坪江利香

【砂川市関係者】

総務部長 湯浅克己、市民部長 高橋豊、経済部長 栗井久司、建設部長 金田芳一、教育次長 森下敏彦

【事務局】

まちづくり協働課長 近藤恭史、まちづくり協働課まちづくり協働係長 板垣喬博

1. 開会

事務局：皆様、本日は大変ご多忙のところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。ただいまから、第5回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会を始めます。それでは、はじめに水島会長からご挨拶をお願いいたします。

2. 会長挨拶

会長：こんにちは。

本日はご多用のところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、新年をご壮健でお健やかに迎えられたことを心よりお慶びを申し上げます。

早いもので、年が明けてちょうど一月たちました。今年は正月過ぎから寒波に襲われまして、ここ2・3日は暖かい日が続いておりますけれども、寒さもこれから本番になるわけでございます。皆様におかれましても、健康には十分ご留意なさっていただきたいと思っております。

本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。引き続き、議事に移りたいと思います。

本日の会議につきましては、坪江委員がご都合により欠席されていますが、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、市側につきまして、本日、小俣市立病院事務局長、佐々木消防長が都合により欠席しておりますことをご了承願います。

では、これからの会議の進行につきましては、水島会長にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

3. 議事

会 長 : それでは、議事に入ります。

(1) の報告事項ですが、①の「砂川市協働のまちづくり指針 市民説明会の開催について」事務局から報告をお願いいたします。

(1) 報告事項

①「砂川市協働のまちづくり指針の素案」市民説明会の開催について

事 務 局 : 報告事項の(1) 砂川市協働のまちづくり指針 市民説明会の開催についてご報告いたします。

お手元の資料1の2ページをご覧くださいと思います。

市民説明会につきましては、これまで協議してまいりました「指針の素案」に対します市民の皆さんの意見を求めるため、昨年11月26日、27日、28日の3日間にわたり、市内3カ所で開催をしたところでございます。

協議会委員の皆様におかれましてもご多忙な中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

この度、説明会での参加者からの発言意見の要旨、また、アンケート調査の集約結果がまとまりましたのでご報告いたしますが、事前に資料をお配りしておりますので、簡潔にご報告をさせていただきたいと思っております。

はじめに、2の実施結果についてであります。11月26日につきましては北地区コミュニティセンターにおいて開催し、参加者37人、そのうち市民20人、市職員17人という内訳になっております。27日につきましては南地区コミュニティセンターにおいて開催し、参加者29人、そのうち市民13人、市職員16人、28日は地域交流センターゆうにおいて参加者77人、そのうち市民31人、市職員46人、3日間合計で143人、そのうち市民64人、市職員79人の参加を得たところでございます。

また、説明会の場では3日間で6人の方から12件にわたり、ご発言をいただき、記述式のアンケートにつきましては、69人の方からご回答をいただき、述べ143件のご意見が寄せられたところでございます。

3・4ページにつきましては説明会の当日に出されました発言意見の要旨をまとめております。

また、5ページから9ページの上段までにつきましては、アンケート調査の1項目目でございます「砂川市協働のまちづくり指針について」、当日説明をいたしました指

針の項目に則りまして、5ページには「総体について」、「協働の原則について」、6ページからは「市民と市の役割について」、「協働を進めるための施策展開について」、8ページからは「その他の意見・感想」と寄せられたご意見をそれぞれ関連する箇所に分類して掲載をしております。

当日ご説明をいたしました指針に対しましてご意見といたしましては、否定的なものはほとんどなく、概ね建設的、協力的、理解を示すようなご意見をいただいているところでございます。

9ページ中段から13ページまでは、アンケートの2項目目でございます「協働のまちづくりについて」、寄せられたご意見を、それぞれ9ページには「市との連携・協力について」、10ページには「地域課題について」、11ページには「協働のまちづくりの進め方・あり方等について」、13ページには「その他」に分類して掲載をしております。

アンケート全体を通して寄せられたご意見といたしましては、5ページ下段になりますが、協働の原則のところでは、お互いの信頼関係を築くことが最も重要といったご意見、6ページ中段になりますが、市の役割、9ページ中段になりますが、市職員の対応についてのところでは市職員やOBに対する町内会活動や市民活動、イベントへの積極的な参加、意識改革を求めるご意見、6ページ下段になりますが、協働を進めるための施策展開のところでは、啓発活動の推進の項目についてその重要性を訴えるご意見が多く寄せられているところでございます。

こういったご意見なども参考にしながら、指針づくりを進めていきたいと考えているところでございます。

報告事項（1）砂川市協働のまちづくり指針 市民説明会につきましては、以上でございます。

会 長 : ただいま、事務局から、市民説明会の開催結果について報告がありました。概ね指針や協働のまちづくりについて、理解を示すような建設的なご意見が多かったとのことでございます。また、寄せられたご意見については、指針の策定に活かしていきたいとのことでありましたが、この報告について何かご質問等ございませんでしょうか。

委員各位 : ありません。

会 長 : 無いとのことですので、それでは次に進みます。

(2) の協議事項ですが、①「協働のまちづくり指針の素案について」事務局から説明をお願いいたします。

(2) 協議事項

①協働のまちづくり指針の素案について

事務局：協議事項の①協働のまちづくり指針の素案についてご説明いたします。

ここでは、前回協議していただきました「これまでのたたき台」について、1点目に前回の協議会で出されましたご意見を踏まえての修正案について、また、2点目といたしましては、市民説明会での意見・提言や市役所内部の指針策定委員会での協議を踏まえての修正案について、3点目といたしましては今回、新たに提案させていただきます「協働を進めるための施策展開」についての3つの案件を、順に協議をしていただきたいと思っております。

お手元の資料2の「砂川市協働のまちづくり指針素案（修正案）」をご覧くださいと思います。

この資料につきましては、前回の協議内容、資料3の「第4回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会 意見の概要」と資料4の「砂川市協働のまちづくり指針素案の修正案について」を基に整理したものであります。修正や文書の追加などを行った箇所につきましては、赤字で表しております。

はじめに、資料2の修正内容につきまして、資料3の前回の協議会での意見を基に修正を行ったページについてご説明をいたしますので、ご協議をお願いしたいと思います。

資料2の修正内容について、資料3の意見の概要と併せてご説明させていただきます。

それでは、資料2の7ページをご覧くださいと思います。また、併せまして資料3の1ページをご覧くださいと思います。資料3の「第4回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会 意見の概要」につきましては、委員さんから出された意見等につきましては黒字で、その意見等に対します事務局としての対応につきましては赤字で表しております。

資料2の7ページの2 協働とは の（5）市民と市の協働の事例の修正になります。

このページについて、委員さんからいただいたご意見といたしましては、資料3の1ページの一番上の「協働事業（活動）の紹介について」のところに記載しておりますとおおり、「資料2の7ページの協働の主な事例の表の下にあります別冊資料1の説明文について、「127の各協働事業（活動）を紹介していますが、主な事例であり、実際には、ここにあげたもの以外にも協働の事例があります。」とあるが、「ここにあげたもの以外」のところに、法に基づいて設置している協議会の例示を加えるか、あるいは127の事例の別冊資料1の方に加えるか、どちらかにした方が分かりやすいのではないか。」というご意見をいただいたところでございます。

この点につきましては、その前の協議会におきましても、同様の意見をいただいておりますし、できるだけ分かりやすい指針となるようにしたいと考えておりますので、資料2の7ページに赤字で記載をしておりますとおおり、この説明を、「別冊資料1」では、主な事例として、127の各協働事業（活動）を紹介していますが、実際には、こ

こにあげたもの以外にも、法に基づいて設置されている民生児童委員協議会や消防団などの協働事例もあります。として、法に基づいて設置されている協議会等の例示を追加するとともに、文章の文言を整理させていただいたところでもあります。

また、すでに委員の皆さんにお配りをしておりますが、市民説明会の説明資料の作成に併せまして、今ほどご説明いたしましたとおりこの説明文書を「主な事例として127の各協働事業と、ここに揚げたもの以外にも協働事例があります。」と修正をいたしましたことから、一番上の文章で「まちづくりの様々な分野において127の事業や活動が実施されています。」と127事業に限定した表記になっておりますので、上の文章と下の説明文の整合性がとれないことから「127」を取って「各種」事業や活動という表記に訂正したところでございます。

資料2 7ページの修正箇所につきましては以上でございます。

続きまして、資料2の8ページの2 協働とは の(6)協働の領域(範囲)の修正になります。

このページについて、委員さんからいただいたご意見といたしましては、資料2の1ページの中ほどに「5つの領域の説明の表記について」のところに記載しておりますとおり、「5つの領域の説明の表記について、～～は(A)、～～は(B)ではなく、(A)～～、(B)～～というように箇条書きで記号が前に来る方が分かりやすいのではないか。」というご意見をいただいたところでございます。

この点につきましては、ご意見のごございましたとおり、資料2の8ページの上の欄になりますが、「A 市民が主体になって行うものから、B 市民が主体で、市が協力して行うもの、C 市と市民それぞれが対等な立場で行うもの、D 市が主体になって、市民に協力を求めながら行うもの、E 市が主体になって行うものまで、5つの領域が考えられます。」と記号が前に来るように訂正をさせていただいたところでもあります。

また、7ページと同様に市民説明会の説明資料の作成に併せまして、5つの領域を表す記号の表記について、8ページの上の欄では(A)、(B)と表記し、領域のイメージ図、また、その下の欄では、A、Bと表記されていたため、A、Bという表記に統一をさせていただきました。

また、上の欄のAからEまでの5つの領域の説明と、イメージ図の下にあります①から③までの領域の説明が似ており、文言が微妙に違っておりましたので、①から③は、あくまでも領域のイメージ図の説明、解説でありますことから、AからEまでの説明につきましては、イメージ図の領域の表記と同様の表記になるよう訂正をさせていただいたところでもあります。

資料2 8ページの修正箇所につきましては以上でございます。7ページ、8ページの修正箇所につきましては、ご協議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 :ただいま、事務局から、7ページ、8ページの修正について説明がありました。この内容について何かご意見等ございますか。

委員各位 :ありません。

会 長 : 続いて事務局お願いいたします。

事 務 局 : 続きまして、資料4の「砂川市協働のまちづくり指針 素案の修正案について」の考え方を基に修正を行いましたページについて、ページごとにご説明をいたしますので、それぞれご協議をお願いしたいと思います。

資料4をご覧いただきたいと思います。

資料4につきましては、「砂川市協働のまちづくり指針」をまとめるにあたりまして、これまでの協議会での協議や素案に対する市民説明会での意見・提言等、庁内の策定委員会の協議等を踏まえまして、指針全体の文章表記について再確認を行い、考えられる修正について事務局の案を取りまとめたものでございます。

はじめに資料2の2ページ(1)協働が必要とされる背景の◆住民、民間側から見た協働の要因の①についてでございます。

①の説明として、ここでは、「もともと地域の中では、住民自治が行われてきましたが、高度成長期になって薄らいでしまいました。しかし、現在は、社会経済が非常に大変な時代であり、また、住民の意見をより反映したまちづくりをするため、もう一度自分たちで自治をしていこうという動きが出てきています。」(自治意識の高まり)と表したところでございます。

このような修正に至った理由といたしましては、資料4の1ページ中段に記載しておりますとおり、全国的な観点から見た協働が必要とされる背景として、①で自治をしていこうという理由には、社会経済が大変な時代のほかに、住民の思いや住民のやりたいことを実現していきたいとの思いから自分たちで自治をしていこうという動きが出てきており、そのことは砂川市においても同様で協議会の中でも市民活動としてそのような動きが少しずつ出てきているといったご意見もいただいておりますことから、そのことを追加するとともに、説明文章の意味合いからいけば、「自意識の目覚め」より「自治意識の高まり」という表現の方が適切と考え、このように修正した方が良いのではないかと考えたところでございます。

また、資料2の2ページのもう一点の修正箇所ではありますが、(2)指針策定の趣旨についてであります。下から2行目になりますが、「NPO、事業者などのみんなが」という表記を、「NPO法人、企業・事業者などのみんなが」と修正をさせていただいたところでございます。

このような修正に至った理由といたしましては、資料4の1ページの一番下に記載しておりますとおり、資料2の指針の素案の中に3ページ、5ページ、11ページなどを見ていただくとお分かりのとおり、「NPO」と「NPO法人」、また、「事業者」と「企業・事業者」という表記が混在していることから、表記を「NPO法人」、「企業・事業者」に統一した方が良いのではないかと考えたところでございます。

以上、2ページの修正案については以上でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 : ただいま、事務局から2ページの修正について説明がありました。この内容について何かご意見等ございますか。

委員各位 : ありません。

会 長 : 無いようですので、このページについてはこれでよろしいですね。
それでは、続いて事務局お願いいたします。

事務局 : それでは、次の修正案についてご説明させていただきます。次は、資料2の3ページ、資料4では2ページになります。

資料2の3ページ、2 協働とはの(1)協働の定義についてであります。

ここでは、2ページの修正と同様に「NPO」を「NPO法人」に、「事業者」を「企業・事業者」と修正をさせていただいております。また、市民、町内会、ボランティア団体、NPO法人、企業・事業者を(以下総称して市民とする)という説明を追加させていただいております。

このような修正に至った理由といたしましては、資料4の2ページの上段に記載しておりますとおり、「NPO、事業者」につきましては2ページと同様、表記の統一でございます。また、もう一点は、この間の協議会の協議におきましても、「市民」の意味につきましては、用語解説を載せることとしておりましたが、次ページ以降に出てくる各項目における「市民」との関連から、指針全体における「市民」の意味として、市民、町内会、ボランティア団体、NPO法人、企業・事業者を総称して「市民」とする説明を「協働の定義」で表すことが、分かりやすいのではないかと考えたところでございます。

3ページの修正案については以上でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 : ただいま、事務局から、事務局から2ページの修正について説明がありました。この内容について何かご意見等ございますか。

委 員 : (以下総称して市民とする)というところが、気になります。ここで定義してしまうと、これ以降に出てくる「市民」という言葉が全て、市民、町内会、ボランティア団体、NPO法人、企業・事業者という読み方になってしまう。それは困らないだろうかと思いました。

例えば、4ページに出てくる「市民」というのは、団体等を含んでいる総称した「市民」になりますよね。

事務局 : 4ページの「市民」は、総称した「市民」になります。

委 員 : 5ページの1行目の「市民」もそうですか。

事務局 : 5 ページの 1 行目の「市民」も総称した意味合いの「市民」ですが、ここは、協働の担い手を表す部分となっておりますので、その「市民」の中の各主体について、それぞれ分けた形で下の方では「市民」、「町内会」、「ボランティア団体」等と表させていただきます。

委員 : 6 ページに出てくる「市民」もそうですよね。それで「市民団体等」を削除するということですよね。

事務局 : 6 ページの「市民」も総称したもので、削除するのもそういうことになります。
ここでの整理といたしましては、各主体ごとに表している以外の「市民」の総称の意味として、このようにしてはどうでしょうかという意味で（以下総称して市民とする）を追加させていただいたところでございます。

委員 : 一般名詞の「市民」とまとめたものを総称して「市民」と定義していることに違和感がある。

読む方から言えば、ここで定義しないで、例えば、5 ページの「団体、組織、企業の皆さんも重要な担い手」と書いてあるので、そこで「市民、団体等」とした方が流れがいいのではないかと一瞬思いました。

あまり表現としては良くないかもしれませんが、「市民等」ならまだ分かりますが、「市民」を一個人の「市民」と市民、町内会、ボランティア団体、NPO 法人、企業・事業者を総称した「市民」があることに私は違和感があるということです。

会長 : 「市民」と言えば、個人的な「市民」と考えられるということでしょうか。

委員 : そういう感じがしないでしょうか。ここで「市民」と総称すること自体が、分かりやすい指針にするという趣旨に合っているのでしょうか。分かりやすくなっているかどうかですよね。

「市民」は当然、みんな「市民」なのですけれども、この後で担い手として、ボランティアやNPO 法人、企業・事業者もそうであると言っているわけですから、ここで敢えて「市民」と定義づけることをわざわざしなくてもいいのではないかと感じます。

会長 : そうすると、これから出てくる主体のところは町内会や、ボランティア団体等、全て羅列しなければならなくなるのではないですか。

委員 : それで先ほど聞いたのですが、4 ページでは「市民」を定義しているので、市民、町内会、ボランティア団体、NPO 法人、企業・事業者など全て含めるという考え方ですよね。ここは定義をしないで、6 ページのところ「市民団体等」を残しておけば、逆に分かりやすいのではないかと思います。

会 長 : 他の委員の皆さんいかがでしょうか。

委 員 : この協議会の場で以前に、「市民」という言葉に定義をしなさいということになって、それをここでわざわざ定義付けしたために、意味付けがおかしくなっているのかなと感じます。

私たちは携わってきているので読みなさいと言われれば、そのように解釈して読むことはできますけれども、一般の人がこれを見た場合に「市民」と書いてあって、団体等を全て含んでいるという考え方をできるかどうかということだと思えます。結局、協議会で定義付けをしなさいとなったから、事務局で定義付けをしたということだと思えますが。

一般的な「市民」と団体等を含めた場合は「市民等」としていただければ分かりやすいかもしれません。いかがですか。

委 員 : 同じような意見です。「市民」という言葉を含んでいるものを「市民」というわけですよ。それはおかしくはないのだけれども、何か違和感がありますね。しかも「市民」だけではなくて、NPO法人や企業なども含めて「市民」としているの、そこをはっきりとするためには、文章に加えておいた方がいいのではないかと思います。

会 長 : 「市民等」とした方がいいということでしょうか。

委 員 : 「等」という表現はあまり好きではないのですけれども。

委 員 : 毎回毎回、各主体を並べて表記することが大変だということで、「市民」の総称を定義したのだらうけれども、言われてみると、一般的な「市民」といろいろ含んだ総称した「市民」とがあるのは違和感がある。

委 員 : そうなのですよ。例えば、3ページで「市民」という定義をしないで、5ページの2行目の「市内で活動する様々な団体、組織、企業の皆さん(以下市民団体等とする)」の方が分かりやすい気がします。

会 長 : そういう意見でございますが、事務局いかがですか。

事 務 局 : 「市民等」という表記の仕方はあまり好ましくないのではないかと感じます。やはり「市民」という位置付けの中で表していくのが、指針としては一番良い表し方ではないだろうかと考えております。(以下総称して市民とする)と表すことによって、市民の皆さんが指針を手にとって見た時に、分かりやすいものになるかならないかが大事なことではないかと思います。

委 員 : 私はまとめると分かりにくくなると思います。

事務局：市民や町内会等が出てくる項目につきましては、各主体ごとに表しているところで、「協働の担い手」と「市民と市の役割」のところだけが、「市民」と「その他の団体等」の表記となっております。それ以外のところにつきましては、総称した「市民」の意味合いで整理をしたつもりですので、このような形が望ましいのではないかと考え、今回、事務局として提案をさせていただいたところでございます。

ただ、他の表記の方が分かりやすいという案があれば、議論をしていただければと思っております。

会長：ただいま、事務局からお話がありましたけれども、「市民」と敢えて総称したのはそういうことであるということでございます。委員の皆さん、いかがでしょうか。

委員：私の個人的な意見では、最初に市民団体等も含めて「市民」と定義をされている方が、文章に入りやすかった。そうすると余計な文言を使わなくても、ここでいう「市民」には、砂川にいるいろいろな方や団体等が含まれているという意識で読んでいけそうな気がしました。

委員：言っているのは、私たちはこういう会議に出ているから、分かるのだけれども一般の方がパッと見た時にそれが理解できるのかどうかという心配ですよね。

委員：私は、仮にですけれども、(以下総称して市民とする)というところを「市民等」に代えて、5ページの「市民」という表記を「住民」に代えてはどうかと考えたのですが。また混乱を招くのかもしれませんが。

委員：私はパッと見た時に、3ページで市民、町内会、ボランティア団体等と続きますが、最初に市民が入っているのに、総称して「市民」ということがどういうことなのだろうか、初めは悩みましたけれども、これらを全て含めて「市民」とするのだなと思いましたが、読んでいく中では、ここを相当意識していないと市民は市民なのです。

ですから、「市民等」か「市民と団体等」というように分けていないと、市民は団体ではなく個人、市民は市民という潜在的なものがありますので、一般の人がそこまで強く理解して、意識して読むということは難しいのではないのかなと思います。

委員：定義の部分を意識しないで、他のところを読んだとしても意味は通じています。中身を見ていくと定義に基づいた「市民」を濫用していないように思えます。5ページの「市民」、「町内会」、「ボランティア団体」の文章のところのように、うまく「市民」の定義を補足しながら説明してもらえているので、それほど問題ないような気がするのですがいかがでしょうか。

委員：おっしゃっていることは、指摘されればそうかなと思います。ボランティア団体やNPO法人など、市民ですけれども、市民の中の団体ですから、言われると違和感があるような気もいたしますが、最初は気になりませんでした。

- 委員：指針の後半の方では、市民、市民という表記がたくさん出てきます。そこでの「市民」は個人の住民ではなくて、団体等も含めた「市民」だということを言いたいのだと思うのです。ですから、もしここで定義をしなかったら、後半のところでは、全て羅列をしなければならない。
- 委員：それからいけば、例えば10ページの「市民活動団体の現状」や「市民活動団体が抱える課題」のところでも、「市民」ですよね。「市民」という単語にたくさん定義をしているので、全部をそのように読み込まなければならなくなるように思ってしまう。
- 事務局：ちょっとお聞きしたいのですけれども、逆に（以下総称して市民とする）という表記を取り外したとして、それ以降の指針の中身で分かりにくかったり、違和感を覚えるような箇所はなくなるのでしょうか。
- 委員：総称した「市民」を取り外してしまうと、後半に出てくる「市民」は個人の市民であって、町内会やボランティア団体、NPO法人等は含まれないのということになってしまう。
- 会長：羅列するのではなく、できるだけ簡略化できる方がいいのではないかと私は思っていますけれども。
- 委員：6ページを見ても、市と市民、市民団体等という表記がほとんど全ての項目でされています。この辺の粗雑な文章を整理したいという事務局の意図がよく分かりますので。
- 委員：資料4の4ページには、市民活動団体はボランティア団体やNPO法人などと書いてあります。このように「市民」と「市民活動団体」をうまく分けられればよいような気がします。
- 市民とNPO法人や企業などの団体がイコールになることが、頭の中で一致しないということだと思いますので。
- 委員：「市民」というと、どうしても個人を指していると感じます。「市民活動団体」というと、個人ではない、町内会やボランティア団体、NPO法人などいろいろな団体を私はイメージします。
- 事務局：事務局といたしましては、ここで総称して定義することによって、以下、各主体で表している以外のところの読み込みができるのではないかと考えたところがございます。ただ、各主体ごとに表しているところでは、個人を対象とした「市民」と町内会やボランティア団体など、「団体」という位置付けでそれぞれ表わしておりますので、それで理解していただけるのではないかと考えたところがございます。

委員：これだけ一篇に「町内会」から「企業・事業者」まで、その都度、羅列するのが大変ということであれば、「市民」と「市民活動団体」の2つで、個人と団体を分けたような形にすれば、そんなに羅列されたようにはならないだろうし、分かりやすくなるのではないだろうか。「町内会」から「企業・事業者」までを「市民活動団体とする」とすればいいような気がします。

委員：《》ではないですけども、特殊記号を付けて差別化を図るのはいかがでしょうか。

事務局：指針の中では、「市と市民、市民活動団体等」などの表記はなく、「市と市民」という形でしか表しておりませんので、そういう場合の市民はやはり、総称した「市民」であり、その辺はご理解をしていただけるのかなと思っております。

指針ですので、協働の定義の中で整理をして、総称として表しておく方が望ましいのではいかということで提案をさせていただいたわけでありまして。

委員：それで悪くはないが、読みにくいのではないかとということです。

委員：最初の「市民」を「個人」にしてはどうでしょうか。

委員：どうしてもということではありませんので、皆さんがそれで読めるということであれば、ごり押しする気はありません。

委員：まずは、これでいってみて何か問題があれば代えるということでもいいのではないかと。それともこれはもうコンクリートで変更はきかないのでしょうか。

会長：今日、協議をして、指針（案）をまとめるという段階ではあります。

あまり回りくどい長い文章もいかなものかと思っておりますので、提案された内容で私は理解できるのですけれども。

委員：私たちも理解はできます。この会議に出ていますので。

会長：いろいろ議論がありましたけれども、先ずはこのとおりいくということでよろしいですね。

委員各位：はい。

委員：もう一点ですが、3ページの「(以下総称して市民とする)、市など」とありますが、この「など」は何でしょうか。

事務局：これは、頭から市民、町内会、ボランティア団体と続いてきて、最後の市までを含めた中での「など」という形になっております。いろいろな団体等がありますので、

これだけでは全てを表せないだろうということで、市全体を総称した中で「など」と表記しております。

委員：市民から企業・事業者までの総称と市などがという複数形になっているということですね。

会長：それでは3ページはこれでよろしいですね。
続いて4ページについて事務局お願いいたします。

事務局：それでは、次の修正案についてご説明させていただきます。次は、資料2の4ページ、資料4では2ページの中段からになります。

資料2の4ページ、2 協働とはの(2)協働の原則についてであります。

ここでは、協働の原則の①自主性・主体性の尊重の説明文につきまして、赤字で記載のとおり「市が市民の自主性を尊重しながら、市民活動の活性化を図るとともに、市民と市のそれぞれが責任を持って、主体的にまちづくりへ参画するほか、将来を見据えて、若い世代の皆さんがまちづくりへ参画できるようにすることが大切です。」と表したところでございます。

このような修正に至った理由といたしましては、誰が何をするのか分かりやすくするため、説明文にそれぞれ、「市が」、「市民と市が」、「まちづくりへ」といった主語等を入れた表現にした方が良いのではないかと考え修正したところでございます。

続きまして、②信頼関係を築くの説明につきまして、「相手の特性(長所・短所)を理解し、気持ちを思いやり、理解し合うように心がけて、お互いの役割を果たし、信頼関係を築き合うことが大切です。」と表したところでございます。

このような修正に至った理由といたしましては、信頼関係、対等な関係を築いていくには、お互いに約束、役割を果たしていくことが大事なことであり、また、「協働の原則」の「⑥役割分担の明確化」や「4 市と市民の役割」の項目との兼ね合いからも「お互いの役割を果たし」という文章を追加した方が良いのではないかと考え修正したところでございます。

続きまして、③対等な関係の尊重の説明につきまして、これまでの「協働の関係では」を「協働を行うには」に修正をして表したところでございます。

この説明文の1行目に「関係」という言葉が3箇所でてくることから、文章のつながりを見た際に、このように修正した方が良いのではないかと考えたところでございます。

4ページの修正案については以上でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

会長：ただいま、4ページの修正案について、事務局から説明がありました。この部分について何かご意見等ございますか。

委員：「①自主性・主体性の尊重」の1行目に「市民と市」と赤字で書かれていますが、これまでは「市と市民」というように、「市」が先に来るような表記になっていたと思うのですが、どうして「市民」が先に来ているのでしょうか。何か意味はあるのですか。

事務局：「市民と市」の表記について、統一性が取れていないというご指摘をいただきました。確かに「協働の形態」のところでは、市側から見た市民の皆さんとの関わりということで市が調査した兼ね合いから、「市と市民」という表記をしておりますが、その他につきましては、「市民と市」ということで、「市民」を先にするような表記で整理をしていたところでございますけれども、文章の意味合いから「市」が先に来ているものもあろうかと思しますので、事務局の方で確認作業を行い、指針（案）をまとめる際には、もう一度整理をさせていただきたいと思えます。

会長：もう一度、事務局の方で確認をして整理するというところでよろしいですか。

委員：はい。

会長：その他何かございますか。

委員：敢えて言えば、「②信頼関係を築く」の「相手の特性」とありますが、これは市民と市ですよね。①では主語をわざわざ付け加えましたけれども、ここでは相手が誰かわからないので、①と同じように相手を特定できればいいと思えます。

事務局：ただ今のご意見につきましては、事務局の方で整理させていただきたいと思えます。

会長：整理しますということですが、よろしいですか。

委員：はい。

会長：他に何かございませんか。

無いようですので、続いて事務局お願いいたします。

事務局：それでは、次の修正案についてご説明させていただきます。次は、資料2の5ページ、資料4では3ページになります。

資料2の5ページ、2 協働とはの（3）協働の担い手についてであります。

ここでは、協働のまちづくりのイメージ図につきまして、赤字で記載のとおり、修正箇所を表したところがございます。

このような修正に至った理由といたしましては、このイメージ図は、一昨年にまちづくり協働課が新設され、協働を市民の皆さんにPRする際に作成をいたしました「市民との協働によるまちづくりをめざして」という冊子を基にしたものでありますことから、この協議会において、議論してきた指針の内容に即したものに修正しようと考え

えたものでございます。

協働のまちづくりのイメージ図において、協働の担い手を分かりやすく三者の枠で表すため、「地域活動団体」を改め、「町内会、ボランティア団体、NPO法人」とし、担い手それぞれを表すようにしたところでございます。また、三者の力を合わせる共通した考えや取り組みとして、これまで、「共通理解」、「対等・平等」、「協力・連携」、「英知・行動」と表記していた部分を、「協働の原則」を先のページで表していることから、指針の中での整合性を図るため、「協働の原則」である「自主性・主体性の尊重」、「信頼」、「対等」、「情報公開」、「目的共有」、「役割分担」の6つの項目を表すようにした方がよいのではないかと考えたところでございます。

5ページの修正案については以上でございます。ご協議ほどよろしくお願いいたします。

会 長 : ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございますか。

委 員 : 協働のイメージ図ですけれども、三者のうち、「市民、町内会、ボランティア団体、NPO法人」が上に来ていて、「市」が左、「企業・事業者」が右に来ていますが、市が提案をして協働を進めましようとしているので、市が一番上に来るべきではないでしょうか。市民が一番上に来ているのも何か意味合いがあるのでしょうか。

事 務 局 : 最初に事務局の方で作った際には、三者の考え方につきましては、一番上の「市民、町内会、ボランティア団体、NPO法人」など、市民部門、市民セクターがここに来た方がよろしいのではないかと。そしてその下に「市」と「企業・事業者」。「企業・事業者」は産業部門ということで産業セクターであり、この他にも、商工会議所などの産業団体もこの中には含まれるという形で三者の関係を図として表したところでございます。やはり一番基本的な「市民」の皆さんを一番上に表した方が、協働の指針としては望ましいのではないかと考え、このような形で表させていただいたところでございますが、○で表したイメージ図でありますので特に順番があるわけではございません。

会 長 : 他に何かございませんか。

委 員 : 今回、加えた6つの協働の原則について、①～⑥までの番号を入れた方が分かりやすいのではないのでしょうか。きっと今は、修正前の黒字も入っているのでスペースがないからかも知れませんが、例えば「役割分担」は「⑥役割分担の明確化」のことですよね。略さないでそのまま書いた方が分かりやすいのではないのでしょうか。事務局で検討してみてください。

事 務 局 : はい。分かりました。

会 長 : それでは事務局の方で検討していただきたいと思います。その他、5 ページで何かございますか。

無いようですので、続いて事務局お願いいたします。

事 務 局 : それでは、次の修正案についてご説明させていただきます。次は、資料2の6 ページ、資料4では3 ページの下段になります。

資料2の6 ページ、2 協働とはの(4) 協働の形態についてでございます。

ここでは、協働の形態の各説明について、「市と市民、市民団体等」がと記載している部分について、「市と市民」という表記に統一して表したところでございます。

このような修正に至った理由といたしましては、先ほどご協議をしていただきましたけれども、協働の形態の最初の説明でも「市と市民との協働には、様々な形態があります。」としており、また、協働の定義で「市民」の意味として、市民、町内会、ボランティア団体、NPO法人、企業・事業者とするのであれば、あえてそれぞれの形態の説明で「市民団体等」は表す必要はないため、削除した方が良いのではないかと考えたところでございます。

6 ページの修正案については以上でございます。ご協議のほどお願いいたします。

会 長 : ただいま、事務局から説明がありましたように、「市民団体等」を削除するというところでございますけれども、これでよろしいでしょうか。

委員各位 : はい。

会 長 : それでは、次に進みます。事務局お願いいたします。

事 務 局 : それでは、次の修正案についてご説明させていただきます。次は、資料2の11 ページ、資料4では4 ページになります。

資料2の11 ページ、4 市民と市の役割の(3) 市民活動団体(ボランティア団体、NPO法人など)の役割、(4) 企業・事業者の役割についてであります。

ここでは、それぞれ赤字で示しておりますとおり、(3)では表記の修正をし、(3)(4)の説明文の中に、それぞれ地域課題の解決に取り組んでいくことを追加したところでございます。

このような修正に至った理由といたしましては、(3)市民活動団体の役割の説明で、市民活動団体の「個性や」という表現について、より分かりやすくするため、「特徴」という表記に修正するものです。市民活動団体の個性という表現はなかなか使用されず、特徴、使命という表現が一般的なようでございます。

また、(3)(4)の説明につきましては、町内会が地域の枠の中で地域課題の解決に取り組んでいるのと同様に、「市民活動団体」もまち全体の枠の中で、また、「企業・事業所」も社会貢献していくうえで、地域課題の解決に取り組んでいくことが求められていることから、町内会、市民活動団体、企業・事業所それぞれの主体に共通して求められている役割として、「地域課題の解決に取り組んでいく」という説明を追加し

の方が良いのではないかと考えたところでございます。

なお、資料2の13ページにつきましても修正箇所がございますけれども、このページにつきましては、この後、資料5 素案のたたき台の中でご説明をしたいと考えておりますので、省略をさせていただきます。

それでは、11ページの修正案についてご協議をお願いいたします。

会 長 : ただいま、事務局から11ページの修正について説明がありましたけれども、何かご意見等ございますでしょうか。

委員各位 : ありません。

会 長 : それでは、続きまして、資料5の「指針の素案のたたき台」につきまして、事務局から一括して説明をお願いします。

事務局 : それでは、今回の協議会で新たに検討していただく、素案の「たたき台」について、ご説明させていただきます。

お手元の資料5「砂川市協働のまちづくり指針」素案のたたき台をご覧くださいと思います。

今回提案させていただきます「たたき台」につきましては、「5 協働を進めるための施策展開」について、これまでは項目についてのみの提示でありましたが、今回はそれぞれの項目についての説明と主な取り組みを例示したものを提案させていただきますと考えております。

これまでの協議会における協議において、「指針策定の基本的な考え方」、「協働とは」、「市民活動の現状と課題」、「市民と行政の役割」、「協働を進めるための施策展開の項目」について、確認をしておりますが、この間、各項目において、委員の皆さんから出されました意見や市民説明会・アンケートの意見、市民活動の現状と課題、市民と市の役割といったものを踏まえた中で、それらの課題を解決したり、具体的に市民と市との協働関係を構築しながら協働を進めていくためには、どういった施策を展開していくべきかという考え方、方向性を示していくものであります。

はじめに1ページ、施策展開の1点目の啓発活動の推進についてでございます。

この点につきましては、市民活動団体の課題として、「新規で会員を集めるのが難しい」、また、「自分たちの活動の周知や参加に対する情報の受発信が不足している」ことが挙げられておりますし、まちづくり懇談会においても「活動内容がなかなか理解されず仲間が増えていかない」といった声も伺っているところであります。

このことから、ここでの説明といたしましては、「協働の意識を高めていくとともに、地域コミュニティやまちづくりに関わる市民活動の重要性、必要性等の理解を深めていくため、積極的に啓発活動を進めます。」という説明としたところでございます。

具体的な施策展開の考え方といたしまして、3項目を掲げております。

はじめに、①協働意識の向上につきましては、市民と市職員の協働に対する理解と意識を高めていくことが大切であるとの視点から、「講演会、フォーラム等の開催や協働事例の紹介を行うとともに、様々な機会を通して協働意識の啓発、高揚を図ります。」という説明としたところでございます。

また、そのために必要な主な取り組みといたしまして、「講演会、フォーラム等の開催」、「協働に結びつく活動・事業の研究」、「市民活動入門講座」の開催などが考えられることから例示をしているところでございます。

続きまして、②市民活動の普及啓発と市民参加の促進につきましては、市民活動が公共的な役割を担っているという社会的認知を広げ、市民活動に対する市民の理解を深めるためという視点から、「市民活動の普及啓発に取り組むとともに、多くの人々が積極的に市民活動へ参加できるような体制の構築を図ります。」という説明としたところでございます。

また、そのために必要な主な取り組みといたしまして、「市民活動の紹介や参加案内の実施」、「町内会や市民活動団体への加入案内」などが考えられることから例示しているところでございます。

2ページに進みまして、③市の広報活動の充実につきましては、協働のまちづくりに対する市民の理解を深めるためという視点から、「協働に関する取り組みなどを広く知っていただくため、市の広報紙やホームページのほか、あらゆる機会を通して積極的な情報発信を行うなど、広報活動の充実を図ります。」という説明としたところでございます。

また、そのために必要な主な取り組みといたしまして、「広報紙やホームページのほか、あらゆる機会を利用した情報の発信」などが考えられることから例示しております。

続きまして、3ページになります。施策展開の2点目の人材育成の推進についてであります。

この点につきましては、町内会や市民活動団体の課題として、「会員の高齢化」や「役員の担い手や人材不足」、「若い世代の参加の少なさ」、「人材の確保や活動を高めるための育成・研修機会の不足」などが挙げられております。

このことから、ここでの説明は、「市民活動の底辺の拡大とともに、活動団体のリーダー、スタッフなど、活動を担っていく人材の育成や、将来的に活動を支えていく人材を確保していくため、様々な分野において人づくりや交流の取り組みを進めます。」としたところでございます。

具体的な施策展開の考え方といたしまして、3項目を掲げております。

はじめに、①学習機会（研修会、セミナー）等の実施につきましては、「協働の意識を高めるとともに、自主的かつ主体的な活動を進めていくうえで必要となる基礎的な知識や運営方法等について、学ぶ機会の提供を図ります。」という説明としたところでございます。

また、そのために必要な主な取り組みといたしまして、「講座、研修会、セミナー等

の開催」、「市民活動入門講座の開催」などが考えられることから例示をしております。

続きまして、②次代を担う青少年の育成につきましては、「次代を担う若い人々が、まちづくりを経験し、関心を持てるよう、青少年の主体的な活動をまちぐるみで応援するとともに、市民活動団体や企業等の協力を得て、青少年の参加・体験機会の提供を図ります。」という説明としたところでございます。

また、そのために必要な主な取り組みといたしまして、「児童、生徒や青年のボランティア等の体験学習の実施」などが考えられることから例示をしております。

4ページに進みまして、③市職員の意識改革についてであります、「市民活動団体への地域活動交流研修事業を行うなど、市職員の地域社会を良くする市民活動への積極的な参加を進め、市民と市との信頼関係の構築に向けた意識改革を図ります。」という説明としたところでございます。

そのために必要な主な取り組みといたしまして、「地域活動交流研修事業の実施」、「市民活動への市職員の積極的な参加の促進」などが考えられることから例示をしております。

なお、この項目につきましては、前回の協議会までは、「市職員の研修強化」という表記としておりましたが、職員研修や市民活動への積極的な参加の促進は、意識改革を図っていくうえでのツールの一つであると考え、「市職員の意識改革」という項目名に変更し、意識改革を図ることが人材育成につながるものと考えたところでございます。

続きまして、5ページになります。施策展開の3点目、市民と市の相互理解の推進についてであります。

この点につきましては、この指針の中でも協働の原則として、「信頼関係の構築」や「対等な関係の尊重」、「情報の公開と透明性」、「目的の共有」が挙げられております。

また、市民活動団体の課題として、「団体間や市との協働事業に対する相互理解や情報の共有化が不足していること」が挙げられております。

このことから、ここでの説明は、「市民と市との協働の関係を築いていくため、対等な関係を保ちながら、お互いの考え方の違いや特徴をそれぞれがより一層理解できるようにするとともに、まちづくりへの市民参画の取り組みを進めます。」としたところでございます。

具体的な施策展開の考え方といたしまして、3項目を掲げております。

はじめに、①情報の積極的な公開と共有化につきましては、「市から、まちづくりに関連する情報を積極的に分かりやすく提供します。また、市政や地域に関する多種多様な情報や市民の意見、市民活動団体の活動状況などの共有化を図ります。」という説明としたところでございます。

また、そのために必要な主な取り組みといたしまして、「国・道や公益法人などの支援情報の提供」、「分かりやすき情報提供の実施」などが考えられることから例示をしております。

続きまして、②市民との意見交換の実施につきましては、「市民と市が相互理解を深

め、さらなる協働への可能性を探るため、「協働のまちづくり懇談会」等を行うなど、意見交換する場の充実を図ります。」という説明としたところでございます。

また、そのための必要な主な取り組みといたしまして、「協働のまちづくり懇談会等の開催」などが考えられることから例示をしております。

なお、この項目につきましては、前回の協議会までは、「市民活動団体との意見交換会の実施」としておりましたが、項目の3が「市民と市の相互理解の推進」であり、説明も「市民と市との協働の関係を築いていくため」としておりますので、表記を統一するとともに、意見交換は団体に限ったことではないことから、市民活動団体ではなく「市民との意見交換の実施」としたところでございます。

6ページに進みまして、③まちづくりへ参画しやすい機会づくりにつきましては、「パブリックコメントや各種委員会、協議会等、様々な参加方法の活用と多様な周知方法による働きかけなどを通して、市民がまちづくりに参画しやすい機会の創出を図ります。」という説明としたところでございます。

また、そのために必要な主な取り組みといたしまして、「パブリックコメントのPRと実施」、「各種委員会、協議会等への市民参画機会の促進」などが考えられることから例示をしております。

続きまして、7ページになります。施策展開の4点目、体制づくりと支援策の推進についてであります。この項目につきましては、前回の協議会では、「協働を進めるための体制づくりと支援策の推進」としておりましたが、もともと、この項目につきましては「5 協働を進めるための施策展開」という項目であるため、「協働を進めるための」を削除した方が良いのではないかと考え、「体制づくりと支援策の推進」としております。

この項目につきましては、町内会や市民活動団体の課題として、「運営財源の不足」や「活動の継続に対する不安」などが挙げられております。また、「市の庁舎内部の連携」を望む意見や「縦割り行政の弊害」などを挙げる意見なども協議会の中で出されております。

このことから、ここでの説明は、「協働の取り組みを進めていくため、市民の力を結集できる仕組みづくりや市役所内における連携を強化する体制を整えます。また、市民活動が将来にわたって活発的に継続した活動が行えるように検討し、市の支援策を進めます。」としたところでございます。

具体的な施策展開の考え方といたしまして、3項目を掲げております。

はじめに、①市の連携体制の構築につきましては、「協働のまちづくりに関わる方策及び施策を総合的に推進するため、市の全庁的な連携体制を構築し、指針に基づいた取り組みを進めるとともに、市の体制の明確化を図ります。」という説明としたところでございます。

また、そのために必要な主な取り組みといたしまして、「協働に関する窓口の明確化」、「市の全庁的な協働のまちづくり推進会議の設置」などが考えられることから例示をしております。

修正をさせていただいております。

この説明につきましては、「協働に関する事業（協働事業）の分析、評価を行う仕組みを作り、評価結果を判断材料として改善点を見出し、新たな取り組みに活かします。また、評価結果を公表することで、協働事業の透明性を確保し、市民の理解の向上を図ります。」という説明としたところでございます。

また、そのために必要な主な取り組みといたしまして、「協働の評価や改善など行う仕組みの創設」、「協働事業の公開」などが考えられることから例示をしております。

続きまして、②必要に応じた指針の見直しの実施につきましては、「協働のあり方を継続して検証し、協働事業の現状の把握と問題点・課題の整理を繰り返しながら、必要に応じて指針の見直しを行います。」という説明としたところでございます。

また、そのために必要な主な取り組みといたしまして、「指針に基づいた現状の把握」、「必要に応じた、指針の見直しの検討・提案」などが考えられることから例示をしております。

続きまして、③条例化に向けた研究につきましては、前回の協議会で委員さんからいただいた意見といたしまして、資料3の4ページが一番最後の項目であります「施策のタイトルについて」に記載のとおり、「③条例化に向けた研究の実施」が施策のタイトルの「制度化に向けた研究」にあたる項目になると思う。「③条例化に向けた研究の実施」を入れるのであれば、施策のタイトルの「協働の点検」と「制度化に向けた研究の実施」を分けた方がいいのではないかとのご意見を踏まえまして、「③条例化に向けた研究の実施」については、「①協働事業の評価と見直しの公表」、「②必要に応じた指針の見直しの実施」とは、意味合いからすると同じ施策として取り扱わない方が分かりやすいことから、施策を分けることとし、施策5のタイトルを「取り組みの評価や見直しの推進」として、具体的な施策の考え方を「①協働事業の評価と見直しの公表」、「②必要に応じた指針の見直しの実施」の2項目といたしました。また、「③条例化に向けた研究の実施」の項目については、削除し、この後10ページのところで説明をさせていただきますが、「協働のまちづくりの実践に向けて」というまとめ、結びの文章の中で内容について記載することとしたところでございます。

条例化につきまして、1～5の施策展開と同列で扱うべきではなく、条例が絵に描いた餅になることがないように1～5の施策展開の推進を図りながら、より協働が定着・浸透してきている状況の中で制定していくものであると考えたことから、このような取扱いとさせていただいたところでございます。

続きまして、10ページになりますが、指針の結び、まとめをイメージいたしまして、「協働のまちづくりの実践に向けて」と題しまして、ここに示した「砂川市協働のまちづくり指針」が、市民と市の協働のまちづくりへの本格的な取り組みの出発点となって、活発に展開されるように、私たち一人ひとりが、まずは身近なところから進め、自分たちにできることから取り組み、そして、協働のまちづくりの実践につなげていくことが重要です。

そのうえで、協働意識の高まりや取り組みの定着を踏まえ、まちづくりにおける市民参加の実効性などを明確にする条例の制定も視野に考えていかなければなりません。

このような表記としたところでございます。「協働のまちづくりに向けての実践」という表題と最後の3行の条例の関係の文章を今回新たに追加させていただいたところでございます。

以上が、今回提案させていただく素案のたたき台の内容であります。

説明や主な取り組みで分かりにくいもの、あるいは、足りない視点などもあるかと思しますので、協議会のなかで、たたき台の内容につきましてご協議いただきますようお願い申し上げます、説明、提案とさせていただきます。

会 長 : ただいま、事務局から素案のたたき台としての説明がありました。

協働を進めるための施策展開ということで、新たにそれぞれの項目についての説明と主な取り組みが示されましたが、施策展開の各項目ごとに質問、意見等を伺っていきたくと思います。

はじめに、1ページ、2ページの「1 啓発活動の推進」について、何かございませんでしょうか。

委 員 : 2ページの「③市の広報活動の充実」の「主な取り組み」のところで、「広報紙やホームページのほか、あらゆる機会を利用した情報の発信」とありますが、「あらゆる機会」といってしまうと全ての機会と取れてしまい難しいと思うのだけれども、「いろいろな機会」ぐらいにしておいた方がいいのではないのでしょうか。

事 務 局 : 広報紙やホームページのほか、どのような情報発信の機会があるのかということで考えたところ、例えばNPO法人や企業・事業者等の協力なども得ながら、情報を発信する方法も考えられるのではないかとということで、「あらゆる機会」という表記にしたところでございますが、今ほど、「いろいろな機会」に直した方がいいのではないかとのご意見がございましたので、協議会の皆さんで議論していただければと考えております。

委 員 : 今の説明でいくと、「いろいろな機会」の方がいいと思います。「あらゆる機会」にはNPO法人等も含めていますという説明でしたが、この項目は「市の広報活動の充実」ですから、きっと項目は違いますよね。そういう意味からいけば「いろいろな機会」ぐらいでいいのではないのでしょうか。

会 長 : 「いろいろな機会」の方がいいというご意見ですが、皆さんいかがですか。

この場の協議で決定してよろしいということですから。「いろいろな機会」ということでよろしいですか。

委員各位 : はい。

会 長 : それ以外の点について、何かございますか。

委員各位 : ありません。

会 長 : それでは、次に進みます。3 ページ、4 ページの「2 人材育成の推進」について、何かございますでしょうか。

委 員 : 4 ページの「③市職員の意識改革」について、ちょっといかがなものでしょうかと思います。「向上」ぐらいでいいのではないのでしょうか。「改革」というと今が悪いから変えなければならないということになってしまう。少なくとも私はそうは思っていないので、ここは「向上」ぐらいの柔らか目の表現でどうでしょうか。

事 務 局 : 説明会での市民アンケートやこれまでいろいろいただいたご意見でも、意識の改革といったことがあったものですから、事務局といたしましてはこのように提案させていただきましたけれども、今、委員さんからも少し柔らか目の表現にというご意見をいただきまして、協議会の方でそれでよろしいということであれば、事務局として検討させていただきたいと考えております。

会 長 : 市民意見の中で「改革」という言葉が出てきたので、使わしていただいたということですが、皆さんが「向上」でいいということであれば、そのようにしてもいいということですがいかがですか。

委員各位 : 「向上」でいいと思います。

会 長 : それでは事務局、ここは「向上」ということにしてください。
その他ございませんでしょうか。

委 員 : しつこいようですが、文章を見ていくと「市と市民」ではなく、「市民と市」という表記が随分と出てくるので、統一した方がいいのではないかな。ここではほとんど「市民と市」という表記になっている。

事 務 局 : それぞれの項目を説明する際には、どうしてもこのような表記にしないと意味が分かりにくいものもございますので、このような形で表させていただいているところがございます。

会 長 : 内容によって使い分けているということですが、よろしいですか。

委 員 : 整合性があった方がいいと思いますが。

委 員 : 先ほど、事務局の方でいろいろな意味合いで使い分けつつももう一度整理すると言っていましたので、その辺をもう一度確認していただければいいと思います。

会 長 : もう一度、事務局で確認をしていただいて、そのままであればそれはそれでよろしいということですね。

委 員 : はい。

委 員 : もう一度確認してみてください。

会 長 : それでは、次に進みます。

5 ページ、6 ページの「3 市民と市の相互理解の推進」について、何かございませんでしょうか。

委 員 : 6 ページの「③まちづくりへ参画しやすい機会づくり」のところで「パブリックコメント」とありますが、市の方は良く使うかもしれませんが、なかなか一般市民の方には分かりにくいと思いますので、違う表記にするか、「パブリックコメント」の注釈があった方がいいのではないかと思います。

会 長 : 「パブリックコメント」に注釈をつけてはどうかというご意見ですが、事務局いかがですか。

事 務 局 : 市民の皆さんになるべく分かりやすい指針を作るというのが、目的の一つでございますので、その取扱いにつきましても検討させていただきたいと思います。

会 長 : そういうことでよろしいですね。

委 員 : はい。

会 長 : 他に何かございませんか。

委員各位 : ありません。

会 長 : それでは、次に進みます。

7 ページ、8 ページの「4 体制づくりと支援策の推進」について、何かございませんでしょうか。

委 員 : 参考までにお聞きしますが、7 ページの「①市の連携体制の構築」のところにあります「協働に関する窓口の明確化」というのは、専門化するということですか。

事 務 局 : 今現在は、協働の担当は私どものまちづくり協働課、係がなっておりますが、協働を進めるにあたっては、市では常にどこの係等が対応するのか、市民の皆さんとどこが結び付くのかということを指針の中で謳っておいた方がよろしいのではないかと

うことで、このように提案させていただいております。今現在は、このように進めておりますので、新たに設けるといったものではございませんが。

会 長 : 協働に関することはここに行きなさいというものを明確にするということですね。これでよろしいですか。

委 員 : はい。

会 長 : その他にございますか。
無ければ次に進みます。
9ページの「5 取り組みの評価や見直しの推進」について、何かございませんか。

委員各位 : ありません。

会 長 : それでは次に進みます。
10ページの「協働のまちづくりの実践に向けて」について、何かございますか。

委 員 : 下から3行目の「そのうえで、協働意識の高まりや取り組みの定着を踏まえ」、そのうえで条例化しますという話なのですが、定着するための補助としての条例の制定というのものではないかと思っておりますので、定着を目指すという意味で条例を制定すると書いた方がいいと思います。今のままだと定着をしないと条例化できないと受け取ってしまいますが。

その辺はいかがでしょうか。意識が高まり取り組みが定着してから条例を制定すると書いてあるような気がします。協働意識を高めたり取り組みを定着させるためにも、条例化があるような気はしますけれども。

委 員 : そういふようにとれる場合もありますね。これだと定着が先にあって、条例が後に来るといふような感じもします。

事務局 : やはり条例となりますと、協働の取り組みの拠り所となるきまりや規則というような意味合いですので、それらを担保するものが条例だと思います。市の方といたしましては、条例化するにあたりましては、まち全体が協働に対する理解が深まって、機運が高まる必要があるのではないかとことから、このような表現としているところでございます。

会 長 : 皆さんの想いが高まって、定着をして、条例を作るということでございましたが。

委 員 : 条例に先立って、まずは皆さん、協働をやってください。定着してくれば条例を作りますよという流れになるのですか。

事務局 : 今までの市のスタンスとしては、まずは定着をして、そしてそれを確約するものが条例という位置付けではありますけれども。

委員 : もっと具体的に言うと、「定着を踏まえ」のところを「定着を目指し」と書いてくれると私は嬉しいと思いました。

委員 : 定着するのが先か。条例があつてそれに基づいて、皆さんがいろいろな協働事業をやつて定着していくという考え方がある。

委員 : 進めるために、条例を作るという考え方と、進んだから条例を作るという考え方の二つあると思うのです。この文章は、定着したら作りますという方ですよ。それはどうかなと思ったのです。

委員 : 先に条例ができるわけではないのです。市民の意見を聴いて、条例を作つて、その条例に基づいて協働のまちづくりが進んでいくのかなと思ったのですけれども。そうではなくて、先に市民活動団体などがいろいろな協働事業をやつて、ある程度、定着をしてきたら条例を作りますよということなのですね。

委員 : それは、今のこの文章なのです。それはいかがなものですかとっているのが私です。

委員 : この文章のままでいったら、定着しない限りは、条例は制定しませんよということになりますね。そうではなくて、定着の推進を図るとした方がいいのではないのでしょうかね。

委員 : 定着を推進するために条例化を視野に入れておいた方がいいと思いますね。

総務部長 : 基本的には、定着してしまうと条例はいらないのではないかという考え方もあると思います。ですから、表現の仕方なのですが、「定着」という言葉が適切かどうかもあります。例えば、「踏まえ」という言葉を使うのであれば、「取り組みの状況を踏まえ」というような表記であれば、経過ということにもなるのでしょうし、先ほど委員さんからありましたように、「定着」という言葉を使うのであれば、「定着を目指し」ですとか、「定着に向けて」という表記もあるのかもしれません。

確かに定着をしてしまうと条例はなくても全て物事が進んでいます。市民の理解が得られています。ということになりますので、それでいきますと条例を作るタイミングが若干遅いということになるかと思いますが、今の状況といたしましては、最初に条例ありきではなく、物事が進んでいない中で考え方だけが進んでいても、市民の理解は得られないだろうということで、まずは、市民の方に協働を理解していただいて、行動をしていただいた中で、「こういうことを進めていくのであれば、条例があつた方がいいよね。」という意見があつた時に条例を制定するという考え方ですので、

それからいきますとちょっとこの表現では、ずれてしまいますので、「定着」という言葉を使うのかどうかも含めましてこの場でご協議をしていただければと思っております。

会 長 : 今、部長の方からお話しがございましたけれども、いかがでしょうか。

委 員 : 少なくとも定着をしたから条例を作るわけではないということですね。
皆さんもそう思っただけなのであればそれでいいと思います。私はそう思っていますということです。

会 長 : そういうことであれば、先ほどお話があったように、「定着を目指して」や「定着に向けて」というような表現がいいのかもしれないね。

委 員 : 私はそう思います。

会 長 : 皆さんいかがですか。そのようなことでよろしいですか。

委 員 : 私は賛成です。

会 長 : 「定着に向けて」や「定着を目指して」という表記がいいのではないかという意見が多いようですけれども。

事 務 局 : 協議会の意向として、最後をまとめるところでございますので、やはり、定着をしてからでは、条例化の意味合いも薄れてしまいますので、委員の皆さんのご意見を尊重した中で、見直しをしてまいりたいと考えております。

会 長 : 委員の皆さんのご意見を尊重した中で、見直していただけるという回答でございますので、事務局よろしく願いいたします。
その他、何かございますか。

それでは、全体を通してでも構いませんので、何かございませんか。

委員各位 : ありません。

会 長 : たくさんのご意見をありがとうございました。
本日ここで出されました意見につきましては、これまでと同じように、事務局でまとめて整理していただくこととしたいと思いますが、皆さんよろしいですか。

委員各位 : はい。

会 長 : 今ほど、ご協議をいただきました「5. 協働を進めるための施策展開」をもって、指針に盛り込む予定項目について一通りの協議を行ったこととなります。

指針の策定方針のスケジュールでは、この後、第6回目の協議会の前にパブリックコメントが募集される予定になっていることと思います。

その辺の関係については、協議事項の②「パブリックコメントの募集について」の部分で協議をしたいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

②パブリックコメント募集について

事 務 局 : 協議事項の②パブリックコメントの募集についてご説明させていただきます。

お手元の資料6をご覧くださいと思います。

本日、第5回協働のまちづくり指針策定協議会におきまして、ご協議をいただきました、指針のたたき台につきましては、今ほど会長からのお話にもありましたとおり、指針に盛り込む予定の全ての項目についてご協議をいただいたこととなります。本日いただいたご意見を踏まえ、修正することにより、指針(案)がまとまることとなりますことから、指針の策定過程における市民参加機会の確保、透明性の向上を図ることを目的に、指針(案)に対し、市民の皆さんから広くパブリックコメントを募集したいと考えているところでございます。

応募対象者につきましては、砂川市に在住、在勤、在学されている方。

意見の募集内容につきましては、砂川市協働のまちづくり指針(案)に対する意見。

意見の提出方法につきましては、次のページの様式に記入のうえ、FAX、Eメール、または、閲覧場所となっております公共施設(市役所、公民館、地域交流センターゆう、南地区コミュニティセンター、北地区コミュニティセンター)に備え付けの意見箱に提出していただきます。いただいたご意見につきましては、ホームページにて応募者の氏名、住所は除きますが公表いたします。

また、意見の募集期間につきましては、平成25年2月15日(金)から平成25年2月28日(木)までの2週間とし、広報すながわ2/15号及びホームページで周知を図ることとしたいと考えているところでございます。

なお、今ほどご説明いたしましたとおり、本日のご意見を踏まえまして、修正したものを指針(案)として、パブリックコメントを募集したいと考えておりますが、パブリックコメントを募集する前に、もう一度協議会を開催し、修正した内容を確認していただくことが日程的に難しいことから、修正した内容、指針(案)につきましては、パブリックコメントを募集する前に、委員の皆様にお配りをしてご確認をいただくことにご了承をいただきたく、併せてご提案申し上げます。

協議事項の②パブリックコメントの募集については以上であります。

会 長 : 今ほど、パブリックコメントの募集についての説明がありました。本日の会議の修正事項を含めて、募集する前に今一度、委員の皆さんに目を通していただくことで了

承をいただきたいというお話でございましたけれども、そのようなことでよろしいでしょうか。

委員各位 : はい。

委員 : ちょっとよろしいでしょうか。この次の協議会の開催時期によっては、この募集期間、2週間が短いような気がします。それともう一点、意見用紙ですが、罫線を引いてもらえると書きやすいのではないかと思います。

事務局 : ただ今、ご意見いただきましたが、募集期間につきましては、昨年、福祉関係の「高齢者いきいき支え合い条例」等のパブリックコメントの募集期間と同様の期間となっております。また、今回この「協働のまちづくり指針」のパブリックコメントと同時期に福祉関係の「障害者福祉計画」のパブリックコメントも求める形になっておりますので、それらと期日を合わせた形で実施したいと考えておりますので、ご了承願いたいと思います。

また、今後の協議会の開催予定についてであります。このパブリックコメントの結果を踏まえまして、内容を精査して、おそらく3月には議会等もございますので、議会終了後、3月21日以降になろうかと思いますが、第6回目の協議会を開催したいと考えております。それに向けての準備を進める関係上、このような募集期間になっておりますことをご了承いただきたいと考えております。

また、パブリックコメント意見を記入する様式に罫線を引いてはどうかというご意見でございましたので、事務局の方でそのように対応させていただきたいと考えております。

会長 : 今のお話でよろしいですか。

委員 : はい。

会長 : 次回は、パブリックコメントの実施を踏まえて、それを基に指針(案)をまとめるということになります。3月21日以降に協議会を開催して、決定するということになると思います。

そういうことでよろしいですね。

委員各位 : はい。

4. その他

会長 : それでは、最後にその他になりますけれども、事務局からお願いいたします。

事務局：今ほど申しあげましたように、次回の協議会につきましては、パブリックコメント終了後、3月21日以降に開催したいと考えているところでございますので、委員の皆さんにつきましては、後2回ほど協議会を開催する予定としておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

開催日が決定いたしましたら、直ちに事務局からご連絡を差し上げたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

会長：次回は3月21日以降に開催、その後、3月末に最終回ということでございます。

皆さんの方から、その他、何かございますか。

委員各位：ありません。

会長：無いようでございますので、以上を持ちまして、本日の協議会を終了いたします。長時間にわたり大変ありがとうございました。

5. 閉会 (17時10分)